

大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第24号

大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第125号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。